

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	西浅井町八田部 (西浅井町八田部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域における農業は、集落営農組織や多様な農業者により、水稻を中心とした農業生産活動に取り組んでいますが、農業者の高齢化や後継者不足により、農地の集積・集約が厳しい状況である。また、獣害被害も多く、今後は、後継者の育成や獣害被害防止対策に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も集落営農組織や多様な農業者を中心に農業生産活動に取り組みつつ、高齢等により離農する農家の農地を集積・集約していくために農機具等の共同設備を充実し、個人から集落営農への移行を行っていく。また、後継者の育成・確保、鳥獣被害防止対策を図っていくとともに集落営農組織の法人化を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落における集落営農組織や多様な農業者を中心に土地持ち非農家等も協力し、地域農業を守りつつ、集積、集約化を目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

高齢化等に伴い離農や経営規模を縮小する農家の農地について、農地中間管理機構を活用し、中心となる集落営農組織等に集積・集約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取組予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今のところ取組予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】